

鹿児島市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第6項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可（以下「設置認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第1項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。）、鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第37号。以下「認可基準条例」という。）及び鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第51号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な設置認可等を行うことを目的とする。

(設置主体)

第2条 幼保連携型認定こども園の設置経営主体は、認定こども園法第12条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第4条第1項に規定するとおりとする。

(定員)

第3条 幼保連携型認定こども園の保育を必要とする園児の認可定員及び利用定員は20人以上とし、教育を必要とする園児の認可定員及び利用定員は3人以上とする。

- 2 利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。ただし、利用状況等により、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 各年齢の利用定員は、1つ下の年齢の利用定員以上の数とするものとする。
- 4 利用定員を減少するときは、原則として過年度における幼保連携型認定こども園の利用状況や保留児童数、区域の受け入れ体制の状況等を考慮して定員を定めるものとする。
- 5 幼保連携型認定こども園は、認可定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、認可基準条例及びこの要綱に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、認可定員を超えて保育を必要とする園児を受け入れることができる。

(建物の構造)

第4条 認可基準条例第12条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の園舎の構造設備は、原則次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の交付を受けている建物であること又は検査済証が交付されていない場合で、一級建築士による調査等により建物の法適合が確認でき、検査済証の交付を受けている場合と同等の取扱いができることが保障

されていること。

- (2) 昭和56年6月1日以降に建築確認が完了していること又は同年5月31日以前に建築確認が完了したもので、耐震診断を実施し耐震性が十分であることが確認されていること若しくは耐震補強を行っていること。

(設備基準)

第5条 幼保連携型認定こども園の設備は、認可基準条例、建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令及び関係通知に適合しているほか、次の基準による設備を有するものとする。

区分	基準
保健室	静養できる設備を設置すること。職員室との兼用も可とする。
調理室	給食が必要な園児の定員に見合う面積及び設備を確保すること。
便所	認可定員に見合う面積及び設備を確保すること。
園庭	園児が実際に遊戯できる面積として確保すること。
調乳室・沐浴室	乳児室・ほふく室を備える場合、近接して設置すること。

- 2 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積は有効面積（内法面積から造付け・固定造作物等を除いた面積）で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出するものとする。

(園舎及び園庭の基準)

第6条 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとし、当該施設の専有とすることとする。ただし、主たる園舎のある敷地とそれ以外の敷地が、公道を挟む程度である等、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に違いがなく、園児が移動する際の安全が確保されており、幼保連携型認定こども園における活動上支障がないと判断できる場合については、この限りでない。

(屋上に園庭を設ける場合の基準)

第7条 屋上に設ける園庭は、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、次の各号に定める要件を全て満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができる。

- (1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (3) 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること。
- (4) 防災上の観点から次の点に留意していること。
 - ア 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上である。
 - イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられている。
 - ウ 屋上への出入口の扉は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸である。

エ 油その他引火性の強いものを置かない。

オ 屋上の周囲には転落防止のため、上部を内側にわん曲させた金網等を設けるなど、園児の安全に配慮した措置を講ずる。

カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置している。

キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画、園舎に備えるべき設備等について指導を受けている。

- (5) 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意思で屋上（保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。）と室内との間を行き来できると認められること。

- 2 屋上に設ける園庭を園庭としての必要面積に算入しない場合であっても、園児が実際に使用するものについては、前項第2号及び第4号を満たすものとする。

（職員配置基準等）

第8条 幼保連携型認定こども園に置く職員は、次の各号によるものとする。

- (1) 認可基準条例第9条第1項に規定する者のほか、園長（認定こども園法施行規則第12条又は第13条に規定する者をいう。）を置くものとする。
- (2) 教育及び保育に直接従事する職員（以下「保育教諭等」という。）の数は、以下の配置基準を満たすものとする。

ア 保育教諭等配置基準

認可基準条例第9条第3項の規定を満たすこととする。

イ 保育教諭等配置数の算出方法

現に登園している園児を認可基準条例第9条第3項に規定する区分（当該区分における園児の年齢は、満年齢で算出する。）に従って、保育教諭等1人当たりの園児数で除し、小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点第1位を四捨五入した数以上とする。ただし、教育・保育を提供する各組又は各グループにおける保育教諭等の数は、当該各組又は各グループにおいて四捨五入した数以上とし、四捨五入の結果1人未満となる場合は1人以上とする。

- (3) 調理員の数は、利用定員40人以下の場合は1人以上、利用定員41人以上150人以下の場合は2人以上、利用定員151人以上の場合は3人以上とすることとする。ただし、第12条第2項の規定により、調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。

- 2 学級担任は、専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置くこととし、原則として常勤職員であること。

（障害児教育・保育）

第9条 「保育所等における障害のあるこどもの受入れについて」（令和6年12月5日こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）に基づき、障害児の受入れに当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を踏まえ、正当な理由なく、障害を理由として、教育・保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限することや、教育標準時間及び保育標準時間の取扱いに差異を設けることなどの不当な差別的取扱いを行わないこととする。

2 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である園児（以下「医療的ケア児」という。）の受入れに当たっては、「鹿児島市保育所等における医療的ケア児受入れに係るガイドライン」（令和5年7月策定）に基づき、医療的ケアの実施に必要な人員配置や施設設備の環境など受入れ体制を整え、医療的ケア児の発達・発育状況に応じた教育・保育を提供することとする。

（教育・保育時間・休園日）

第10条 幼保連携型認定こども園は原則として、保育標準時間認定の園児の最大で利用可能な時間帯としての保育時間（11時間）と、保育短時間認定の園児の最大で利用可能な時間帯としての保育時間（8時間）を確保することに加え、延長保育を1時間以上実施するものとし、1号認定児の教育標準時間は上記保育標準時間のうち4時間以上とするものとする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの期間とする。ただし、当該休園日に保育を実施する幼保連携型認定こども園及び市有地等の貸付を受けて設置された幼保連携型認定こども園にあってはこの限りでない。

3 土曜日（前項の休園日に該当する場合を除く。）は、1人でも保育の利用希望がある場合には、開所するものとする。ただし、1人も利用希望がない場合は、この限りでない。

4 前項の規定により土曜日に開所する場合にあっては、「利用児童の土曜日の保育の実施について（周知）」（令和5年11月15日保幼第760号）に基づき、利用の有無を事前に確認し、又は必要な範囲での利用を利用者に依頼する等、利用者と適宜十分な連絡調整を行った上で保育を実施することとする。

5 前2項の規定は、延長保育について準用する。

（健康診断等）

第11条 幼保連携型認定こども園は、園児の心身の状態に応じて教育・保育するために、園児の健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に把握するものとし、必要に応じて随時、把握するものとする。

2 認定こども園法第27条の規定により学校保健安全法（昭和33年法律第56号）を準用し、園長が園児に対して行う健康診断は、別に定めるもののほか次のとおり行うこととする。

（1）利用開始時の健康診断 利用開始前に行うものとし、学校保健安全法第11条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第3条に定める方法で行うものとする。

る。

(2) 定期の健康診断 1回目を6月30日までに行うものとし（利用開始時の健康診断を3か月以内に実施し、定期の健康診断に置き換える場合を除く。）、2回目はおおむね6か月の後に行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期間に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後速やかに健康診断を行うものとする。

(3) 臨時の健康診断 学校保健安全法施行規則第10条に基づき行うものとする。

3 園長は、次の各号に該当する場合は、市に迅速に人数、症状、対応状況等を報告し、指示を求めるなどの措置を講ずることとする。

(1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

(2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、通常の発生動向を上回る感染症又は食中毒の発生が疑われた場合

4 幼保連携型認定こども園職員が園児に薬を与える場合は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り医師の指示に基づいた薬に限定し、保護者に医師名、薬の種類、服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させるとともに、アレルギー疾患を有する園児への対応を行う場合は「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を基本とし、必要な措置を講ずるものとする。

5 幼保連携型認定こども園内での乳幼児突然死症候群の予防のため、園児の睡眠中は、職員が必ず在室するようにし、園児は仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェックする等、必要な措置を講ずるものとする。

（給食等）

第12条 幼保連携型認定こども園を利用している園児に給食を提供するときは、認可基準条例第18条第1項の規定に基づき、自園調理によるものとする。

2 給食は、原則として職員が調理し提供するものとする。ただし、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（平成28年1月18日府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号）に定める要件に適合する場合は調理業務を委託することができる。

3 園児に給食及び間食（以下「給食等」という。）を提供するときは、認可基準条例第18条第2項に定めるところにより、その発育状況、アレルギー、健康状況等を考慮するものとする。

4 給食等の提供に当たっては、事前に検食を実施するものとする。

（安全の確保）

第13条 幼保連携型認定こども園は、認可基準条例第7条及び学校保健安全法第26条から第30条までに規定するもののほか、施設設備面における安全確保や不審者情報がある場合の連絡体制等、必要な対策を講ずるものとする。

(虐待等の防止)

第14条 幼保連携型認定こども園は、利用している園児に、虐待が疑われ、又は、認められる場合は、速やかに、鹿児島市こども家庭支援センター、鹿児島県中央児童相談所等の関係機関に連絡又は通告するとともに、その指示に従って、必要な対応を行うものとする。

(保護者との連絡)

第15条 幼保連携型認定こども園は、日々の園児の状況を的確に把握するとともに、認可基準条例第25条に基づき、登降園時の確認報告のほか、連絡ツール等の活用、教育・保育参観、個人面談等を通じて行うものとする。

(苦情への対応等)

第16条 幼保連携型認定こども園は、認可基準条例第24条第1項及び確認基準条例第31条第1項に規定する窓口の設置その他の必要な措置として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員（次項において「苦情解決の体制」という。）を設置するものとする。

2 苦情解決の体制は、施設内への掲示等により、利用者に周知するものとする。

(名称)

第17条 幼保連携型認定こども園の名称は、同一法人が運営する系列園などを除き、本市において既に認可された幼保連携型認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

(幼保連携型認定こども園の設置に関する公募)

第18条 市長は、地域における今後の保育需要見込みなどにより、設置運営事業者の公募を実施し、鹿児島市社会福祉法人設立認可及び社会福祉施設整備審査会での審査結果（次項において「審査結果」という。）を踏まえ、整備対象施設を決定するものとする。

2 市長は、前項の公募に応募した者に対し、審査結果を通知するものとする。

3 前2項の規定は、既存の保育所又は幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行する場合を除くものとする。

(設置認可申請)

第19条 幼保連携型認定こども園を設置しようとする者は、認定こども園法施行規則第15条第1項に基づき、鹿児島市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成26年規則第118号）に定める幼保連携型認定こども園設置認可申請書に必要な書類を添えて、市長に設置認可の申請をするものとする。

(設置認可)

第20条 市長は、前条の規定に基づき申請された幼保連携型認定こども園の設置認可に関して、その内容を審査するとともに、鹿児島市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第7

号) 第6条に規定する鹿児島市子ども・子育て会議教育・保育部に意見を聴くものとする。

- 2 市長は審査の結果及び幼保連携型認定こども園の設置運営の認可の可否を申請者に通知するものとする。

(内容変更の手続)

第21条 認定こども園法第4条第1項各号に掲げる事項、認定こども園法施行規則第15条第1項各号に掲げる事項及び教育保育概要を変更しようとする者は、鹿児島市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則に定める認定こども園変更届に必要な書類を添えて、原則、変更予定日の3か月前までに市長へ届け出るものとし、軽微な変更を除き、届出を行う前に、計画等の初期段階に相当期間の余裕を持って市長に相談をするものとする。

- 2 確認の内容の変更をしようとする者は、鹿児島市子ども・子育て支援法等施行細則(平成26年規則第97号)に定める特定教育・保育施設等変更届に必要な書類を添えて、子ども・子育て支援法第35条に定める期限までに市長へ届け出ることとする。

- 3 前項の届出を行う場合は、第1項の規定を準用する。

(設置者の変更)

第22条 設置者の変更をしようとする者は、次項の申請を行う前に、検討の初期段階に相当期間の余裕をもって市長に相談をするものとする。

- 2 設置者の変更をしようとする者は、認定こども園法施行規則第18条に基づき、鹿児島市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則に定める幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置者・確認変更申請書に必要な書類を添えて、遅くとも変更予定日の3か月前までに、市長に変更の認可の申請をするものとする。

(廃止又は休止に関する協議)

第23条 幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする者は、廃止又は休止の予定日の1年半程度前までに市長へ協議するものとする。

(廃止又は休止の手続)

第24条 幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする者は、認定こども園法施行規則第17条に基づき、前条に定める協議後、廃止又は休止の予定日の3か月前までに鹿児島市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則に定める幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする者は、3か月以上の予告期間を設け、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

- 3 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、承認の可否について申請者に通知することとする。

(報告書の提出)

第25条 幼保連携型認定こども園の設置者は、認定こども園法第30条第1項に基づく市長への報告について、鹿児島市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則に定める認定こども園運営状況報告書により必要な書類を添えて、毎年6月30日までに市長に提出しなければならない。

(確認等の手続)

第26条 支援法第31条第1項、第32条第1項及び第35条の規定に基づく確認の申請及び確認内容の変更に関する手続は、鹿児島市子ども・子育て支援法等施行細則に定める様式により、設置認可等の手続とあわせて行うものとする。

(施設及び設備の自己所有等)

第27条 幼保連携型認定こども園の施設及び設備は、原則として、設置者がその所有権を有するものとする。ただし、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている場合又は待機児童の解消等の課題に対し、本市が整備募集を行い、「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について（通知）」（平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号）により、不動産の貸与を受けた幼保連携型認定こども園として認可された場合は、この限りでない。

(財産処分)

第28条 国、鹿児島県及び本市から補助を受けた施設又は設備を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行おうとする者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の規定に基づき、国の承認に基づいた市長の承認を得るものとする。この場合において、財産処分の承認を受けようとする者は、施設整備等に当該処分が含まれる場合は整備対象施設として決定を受ける1か月前までに、その他の場合は処分予定日の4か月前までに鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号）第23条の規定に基づき、必要な書類を添えて、市長に財産処分の承認の申請をするものとする。

(その他)

第29条 幼保連携型認定こども園の設置運営事業者は、関係法令、関係通知、認可基準条例、確認基準条例、この要綱、事業者選定時の募集要領等（以下「基準等」という。）に定める事項に基づき幼保連携型認定こども園を運営し、利用児童にとっての最善の利益が図られるよう設備及び運営の基準の維持向上に努めるとともに、各種補助金等の活用に当たっては、鹿児島市補助金等交付規則、基準等その他関係規定を遵守するものとする。

付 則

この要綱は、令和7年6月26日から施行する。